

中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会
の廃止について（案）

中央環境審議会水環境部会に設置している小委員会のうち、地下水汚染未然防止に係る調査審議が終了したため、下記の委員会を廃止することとする。

地下水汚染未然防止小委員会

よって、平成 22 年 8 月 25 日付け水環境部会決定（最終改正：平成 25 年 4 月 10 日）「中央環境審議会水環境部会の小委員会の設置について」を別紙のとおり改正する。

(別紙)

中央環境審議会水環境部会の小委員会の設置について (案)

平成22年8月25日
水環境部会決定
平成25年4月10日改正
平成26年〇月〇〇日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）
第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会水環境部会に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会水環境部会に、~~瀬戸内海環境保全~~の小委員会を置く。

~~(1) 地下水汚染未然防止小委員会~~

~~(2) 瀬戸内海環境保全小委員会~~

~~2. 地下水汚染未然防止小委員会は、地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について調査審議する。~~

~~2~~³. 瀬戸内海環境保全小委員会においては、瀬戸内海環境保全特別措置法（法律第110号）（以下「法」という。）に関する以下の事項について調査審議する。

(1) 法第3条第2項（基本計画）

(2) 法第13条第2項（埋立て等についての基本的な方針）

(3) その他法の施行状況の点検及びその結果に基づく所要の措置

~~3~~⁴. ~~瀬戸内海環境保全~~¹に示す小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境部会の決議とすることができる。

~~4~~⁵. 部会長は、~~瀬戸内海環境保全~~¹に示す小委員会に出席し、意見を述べることができる。